

平成 27 年度版

福祉サービス のしおり

平成 27 年 4 月

湯 沢 町

湯沢町総合福祉センター

住所：湯沢町大字湯沢 2877 番地 1

※市外局番は025です

☆健康福祉部

福祉介護課	福祉係・介護保険係	Tel.784-4560
健康増進課	健康増進係	Tel.784-4560
	地域包括支援センター	Tel.784-3000
	保健センター	Tel.784-3149

FAX 784-4536

<http://www.town.yuzawa.lg.jp/>

E-mail: hukusi@town.yuzawa.lg.jp

☆ 社会福祉協議会

Tel.784-4111 FAX 785-6661

目次

- 1、医療費の助成等に関するもの …… P1
- 2、障がいの手帳交付 …… P2
- 3、手当に関するもの …… P3
- 4、福祉用具に関するもの …… P4
- 5、生活の支援に関するもの …… P5～7
- 6、介護に関するもの …… P8
- 7、その他 …… P8
- 8、温泉プール・温泉浴室について……P8
- 9、補助(助成)金や祝い金に関するもの …… P9
- 10、公共料金等に関するもの …… P10～11

1. 医療費の助成等に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体 知的	重度心身障害者医療費助成(県障)	・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方	・重度心身障がい者の医療費自己負担を軽減し福祉の向上を図ります。 ・医療機関窓口での自己負担額の上限が、外来の場合は医療機関ごとに1回530円(月5回目以降は無料)、入院の場合は1日1,200円となります。(医療保険適用外の費用は対象となりません) ・前年の所得額(1月から7月までに申請する場合は前々年の所得額)によっては、助成が受けられないことがあります。	
精神	自立支援医療費の給付(精神通院医療)	自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けた方	指定医療機関で精神疾患の通院治療を受けた際の医療費の自己負担割合が1割になるほか、前年の課税や収入の状況に応じた自己負担上限額が設定されることにより医療費の負担を軽減します。(医療保険適用外の費用は対象となりません)	
精神	精神障がい者の医療費助成	・自立支援医療(精神通院)の受給を受けている方 ・精神障がいにより精神科の病院へ入院が必要な方	・精神疾患の治療に要した医療費自己負担の一部を助成することにより、疾病の治療を継続して再発の防止を図ります。 ・通院、入院とも医療費の自己負担分が2分の1になります。	福祉介護課 福祉係
身体	更生医療の給付	・身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方	・障がいの除去または軽減することを目的として、指定医療機関での医療の給付を行います。 ・人工透析療法、人工股関節置換術、角膜移植、白内障手術、ペースメーカー埋め込み術、肝臓移植術などに利用されています。	
身体	育成医療の給付	・身体に障がいがあるか、又はその障がいを残すと認められる18歳未満の児童	・身体障がい児の日常生活能力の回復向上を図るため、その障がいを除去又は負担軽減することを目的として、必要な医療の給付を行います。(自己負担分を公費で負担) ・対象となる疾患は、肢体不自由、視覚、聴覚平衡機能、音声、そしゃく、内部障がい、免疫障がいなどです。 ・指定医の意見書、保険証などを添えて申請します。	
身体	特定疾患医療費の支給	・原因が不明で治療法が確立してない特定疾患に罹患した方	・特定疾患に罹患した場合、治療に必要な医療費を支給します。 詳しくは、保健所にお問い合わせください。	
身体	小児慢性特定疾患の医療費助成	・小児慢性特定疾患にかかっている18歳未満の児童(認定後は20歳未満まで延長できます。)	・特定疾患に罹患した場合、治療に必要な医療費を支給します。 ・対象となる疾患 [悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患] ・それぞれの疾患ごとに基準があります。詳しくは保健所等へお問い合わせください。	保健所

2. 障がいの手帳交付

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
身体	身体障害者手帳	・身体に一定の障がいを有する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、肢体、内部障がい等の障がい程度等級1～6級に該当する方に身体障害者手帳を交付します。 ・ 身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、同法の適用者である証となり、各種の福祉サービスを受ける際に必要になります。 ・ 申請書に医師の診断書を添付して申請します。 	福祉介護課 福祉係
知的	療育手帳	・右の内容に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者福祉法に基づき交付されるもので、知的障がい児・者が各種のサービスを受けるために必要となる手帳です。 ・ 障がいの程度により2つの等級A(重度)とB(中、軽度)があります。 ・ 障がい程度A(重度)・・・知能指数がおおむね35以下で日常生活において介助または看護を必要とする方。肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有し、知能指数がおおむね50以下であって日常生活において介助または看護を必要とする方 ・ 障がい程度B(中、軽度)・・・重度に該当しない知能指数が概ね70以下の方 ・ 申請書を提出し、別に指定される日に児童相談所または知的更生相談所の面接判定を受けます。 	
精神	精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活の制約がある方。 ・ 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がい等がある方が対象です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、精神障がい者向けの各種のサービスを受けるために必要となる手帳です。 ・ 申請書に、医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする障害年金の証書を添付して申請します。 	

3. 手当に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
身体	特別障害者手当 障害児福祉手当	・身体又は精神に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書、所得状況届、戸籍謄本などを添えて申請します。 平成26年度の支給額は以下のとおりです。 ・特別障害者手当(20歳以上)月額26,000円 ・障害児福祉手当(20歳未満)月額14,140円 	
知的			<p>【注】所得が一定額以上の場合や施設に入所した時は支給停止になります。特別障害者手当については、3ヵ月を超えて病院に入院した場合も支給停止になります。</p>	
精神				
身体	在宅重度重複障害者介護見舞金	・右の内容①・②両方を満たす重度重複障がい者を、在宅で常時介護している保護者。	<ul style="list-style-type: none"> ①療育手帳Aの交付を受けている人 ②身体障害者手帳(1級)の交付を受けている人で、次の障害区分ごとの障害が重複している人 	福祉介護課 福祉係
知的			<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害 1級、2級 聴覚障害 2級 肢体不自由 1級、2級 内部障害 1級 	
精神			<ul style="list-style-type: none"> ・上記①・②の両方を満たし、施設に入所することが困難な在宅重度重複障がい者を常時介護する保護者に介護見舞金を月2万円を支給します。 【注】所得が一定以上の場合対象となりません。 	
身体	心身障害者扶養共済	<ul style="list-style-type: none"> ・〈加入者〉65歳未満 ・〈対象者〉知的障がい者、身体障がい者1～3級、精神に永続的な障がいのある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来独立自活生活が困難な心身障がい者のため、掛金を出し合い、保護者に死亡等があった時、残された障がい者に年金が支給されます。(保護者の相互扶助) ・年金額(1口加入の方、月額2万円、他に弔慰金有) ・加入申込書、住民票、健康告知書、障がい証明書などを添えて申請します。 	
知的				
精神				
身体	特別児童扶養手当	精神又は身体(内科的疾患を含む)に一定の障がいをもつ児童を扶養している方	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいをもつ児童の福祉の増進を図るための手当。 ・対象児童が20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にあるときに、身障手帳又は療育手帳、医師の診断書、戸籍謄本、住民票を添えて申請してください。 ・所得制限があります。児童が施設に入所した場合は支給停止となります。 ・支給額 1級 月額51,100円 2級 月額34,030円 ※支給額は物価等の状況から、年度途中等で変わる場合があります。 	
知的				
精神				

4. 福祉用具に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体	補装具の交付 (修理)	・身体障害者手帳の 交付を受けている方 ・難病患者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の内容及び程度に応じ、交付(修理)が受けられます。 ・盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす(内部障害含)、歩行器、歩行補助つえ(一本つえ以外)、重度障がい者用意思伝達装置 ・市町村民税非課税世帯に該当する方は、自己負担が無料となります。 	
身体 知的	日常生活用具 の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・主に身体障害者手帳の交付を受けている重度身体障がい者、在宅の重度身体障がい児、重度知的障がい児 ・難病患者の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの内容および程度により受けられる品目がそれぞれ異なります。 ・特殊便器、特殊寝台、盲人用時計、ネプライザー、たん吸引器、入浴補助用具、歩行支援用具、体位変換器、スロマ用装具他 ・住宅改修、手すりの取付け、床段差の解消、便器取替、滑り防止床材変更(限度額20万円、下肢または体幹3級以上) ・市町村民税非課税世帯に該当する方は、自己負担が無料となります。 	福祉介護課 福祉係
身体	軽・中等度難聴 児補聴器購入 費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18未満の難聴児	補聴器購入費の助成が受けられます。 (基準額の2/3を上限として助成)	
高齢 身体	車いす等貸出 事業	・介護保険サービス、障がい福祉サービスで対応できない方	・車いす・電動ベットが必要な方で、介護保険で対応できない方に無償で貸出します。	社会福祉 協議会

5. 生活の支援に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢 身体	緊急通報装置の貸与	・ 高齢の一人暮らしや寝たきりの方及びこれに準ずる高齢者のみの世帯 ・ 一人暮らしで身体に重度の障がいのある方及びこれに準ずる世帯	・ 急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、安心した生活を送るために緊急通報装置の貸与をします。 ・ 急病や怪我で身動きが取れず自ら通報できなくなった場合に備えて、自動的に通報してくれる追加感知装置を貸与することもできます。 ※追加感知装置の貸与には年額2,400円の自己負担が必要です。	福祉介護課 福祉係
高齢 身体 精神 知的	救急医療情報キットの配布	・ 65歳以上の独り暮らし ・ 65歳以上のみの世帯 ・ 障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持の単身者 又は他の世帯員が65歳以上のみの世帯。	「かかりつけ病院」「持病」「飲んでいるお薬」「緊急連絡先」などの情報を記入したシートを専用の容器に入れておき、救急車を呼んだ際に救急隊員や病院の適切で素早い対応に役立てるものです。 1世帯に1つ無償で配布します。	福祉介護課 福祉係
高齢 その他	安心・安全・見守りネット事業	湯沢町に住民登録がある高齢者や障がい者等で見守りが必要な方	・ おおむね週1回見守り訪問員が訪問し、言葉かけを行い健康状態の確認等を行います。 ・ 訪問結果を保健師と共有し、連携して必要な対応を行います。	社会福祉協議会 地域包括支援センター
高齢 その他	訪問介護員による訪問事業	1人暮らしや高齢者等で、軽度認知症があるなど、必要なサービスや支援利用をされていない方	・ 訪問により関係作りを行い、認知症予防・外出・交流事業・家族支援等のサービスにつなげます。	地域包括支援センター
高齢 身体	配食サービス	・ おおむね65歳以上の単身の高齢者・高齢者のみの世帯等及び心身の障がい・傷病等の理由により、調理が困難な方、栄養の改善が必要な方。	・ 週2回夕食のお弁当をお届けし、健康維持とボランティアによる声かけによる孤独感緩和と安否の確認を行います。 ・ 材料代として1食200円の本人負担が必要です。	福祉介護課 福祉係 (事業の実施は社会福祉協議会)
高齢 身体 知的	家族介護用品の支給	・ 概ね60歳以上の寝たきり者で、常時紙おむつを使用している方 ・ 重度心身障がいのある方 ・ 入院、入所で常時紙おむつを使用している方 ・ 要介護4以上の認定を受けている方	・ 月額4,000円分の介護用品引換券4ヶ月分を年3回支給します。 ○引き換えができる品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、消臭剤、清拭剤、お尻ふき、口腔ケア用品、とろみ調整剤 ○引き換えができる店舗 金生堂薬局、栄屋薬局、トリム薬局湯沢店、中信薬局、和光薬局、カネコ商会湯沢営業所、コメリホームセンター湯沢店、ドラッグセイムス湯沢店 (介護保険施設に入所している方は除きます)	福祉介護課 福祉係 (事業の実施は社会福祉協議会)

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢	寝具クリーニング援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 73歳以上の一人暮らしの方 ・ 65歳以上で3カ月以上寝たきりの方、介護保険の認定で要介護3以上の判定を受けた方 ・ 中度以上の認知症と認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしや寝たきりの方の使用している寝具のクリーニング費用を援助し、清潔かつ快適な生活を維持します。 ・ 1回7,000円限度、春と秋の年2回実施します。 <p>【注】町民税が課税されている方、税法上扶養されている方、親族等の協力を得られる方などは対象になりません。</p>	福祉介護課 福祉係
高齢	住宅除雪援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 68歳以上の高齢者世帯 ・ 障がい者世帯(1～4級) ・ 母子世帯、その他要援護と認められる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい、高齢等で労力的かつ経済的に自力で除雪できない世帯に除雪費用の援助を行います。 ・ 助成額は年3万円を限度に、最大積雪深により決定します。 (支給にあたっては、業者などからの除雪経費の領収書(写)の提出が必要となります。 <p>【注】町民税課税世帯や、親族等からこの事業と同等の援助を受けることができる世帯は対象になりません、また営業を行っている家屋も対象になりません。</p>	(事業の実施は社会福祉協議会)
身体				
その他				
高齢	長期入院入所者援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右内容①～④の各号の一つでも該当する病院及び福祉施設に入院、入所している方 	<ol style="list-style-type: none"> ① 年齢65歳以上の者で医療で病院に入院している方 ② 老人保健施設に入所している方 ③ 障がい児者で入院入所している方(入所前湯沢町に住所があった方) ④ 盲・聾唖学校高等部に就学中の者(入所前湯沢町に住所があった方) <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上(期間:1月1日～12月31日)の長期入院入所者に対し、日用品費の一部を助成し、家族の経済的負担を軽減します。 ・ 毎年1月中の申請が必要となります。(単年度ごと) ・ 年額30,000円を支給します。 	社会福祉協議会
身体				
知的				
精神				
高齢	在宅寝たきり者等介護手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右の内容の①～③の各号の何れかに該当する要介護者と生計を一にし、在宅で介護している方 ・ 在宅重度重複障害者介護見舞金を受給している方は対象外となります。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 概ね65歳以上の寝たきり者で「障がい老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」のB1～C2の方 「認知症老人の日常生活自立度判定基準」のⅢa～Mの方 ② 重度心身障がいのため、常時介護を必要とする方(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1、2級の者) ③ その他、心身の状態や在宅での介護状況等から町長が特に必要と認めた者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額10,000円を年2回に分けて支給します。 <p>【注】介護を要する方が転出や死亡によるほか、入院入所等で在宅介護を行った日数が月の15日未満の場合は該当月分の支給を行いません。</p> <p>* 特別障害者手当受給者を介護されている方も対象になります。</p>	福祉介護課 福祉係
身体				(事業の実施は社会福祉協議会)
知的				

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢 身体 知的 その他	歳末助け合い 慰問事業	・3ヵ月以上寝たきり 及び認知症の方 ・70歳以上の一人暮らし、 重度心身障がい者、母子父子世帯	・民生委員が訪問し、相互扶助と地域福祉の増進を図ります。 ・歳末たすけあい共同募金を活用し、1世帯5,000円の金券(福祉券)を援助します。	社会福祉協議会
その他	小口資金の貸付	・低所得世帯 ・母子父子、交通遺児世帯等	・小口 緊急のつなぎ資金 上限3万円 ・町内にお住まいの保証人が必要	社会福祉協議会
高齢 知的 精神	日常生活自立 支援事業	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者で福祉サービスの利用について自身の判断に不安のある方	・福祉サービスの利用援助、日常的なお金の出し入れ、大切な書類等のお預かりをします。 利用料:1回1時間 1,000円	社会福祉協議会 (受付・相談)
その他	生活福祉資金	・低所得世帯 ・障がい者世帯 ・高齢者世帯 上記のいずれかであつて、 独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯	・各種資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立等を図り、安定した生活を送れるように援助する。 (新潟県社協の制度)	社会福祉協議会 (新潟県社協受託事業)
その他	湯沢つながり隊	・町内にお住まいの高齢者、障がい者または子育て中の社協会員の方。 ※一人暮らし、高齢者世帯で家族・親族に支援できる人がいない。 ※自分でしたくても出来ない状況。 ※地域に手助けを頼める人がいない。	・家事支援(掃除、買い物、調理など)や外出支援(通院の手続き介助、外出の見守り)、見守り留守番、話し相手、簡易な草取りなど生活の支援を行います。 ・1時間 400円、簡易な作業(ごみ出し等)は15分100円 ・午前7時30分から午後6時までの間で、相談して行います。 詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。	社会福祉協議会

6. 介護に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢	介護保険サービス	・寝たきり、認知症などで常に介護が必要な方や日常生活に支援が必要な方で介護認定を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパーの訪問、「福祉センター」や「ゆのさと園」等でのデイサービスの利用、「ゆのさと園」の短期入所利用。 ・車椅子や特殊寝台などの貸付、福祉用具の購入費や手すり取付け、段差解消などの住宅改修費の支給など。 ・費用は原則として1割の負担です。(8月から一定以上の所得者は2割負担となります。) 	福祉介護課 介護保険係
身体 知的 精神	障がい福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の方 ・知的障がい者の方 ・精神障がい者の方 ・障がい児の方 ・難病患者の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(ホームヘルプ)、生活介護、短期入所(ショートステイ)、グループホーム、施設入所、就労移行支援、就労継続支援などの利用のための支援をします。 ・費用は原則として1割の負担ですが、住民税非課税世帯は負担が無料などの軽減措置があります。 	福祉介護課 福祉係
高齢	緊急居宅介護支援	・おおむね65歳以上で、緊急に生活介護の支援を要する方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険外の町単独のサービスです。 ・在宅で介護をしている方が、葬祭や傷病、事故などで介護ができなくなった場合に支援します。 ・ホームヘルプ、デイサービス、短期入所があり、費用は介護保険で定める費用の2割が自己負担となります。 	福祉介護課 福祉係
高齢	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度	介護保険サービス利用者であって町民税非課税世帯の方(町の要綱の要件を満たす者)	・特別養護老人ホームに入所している方や、ホームヘルパー・デイサービスを利用している方で、介護サービスの利用促進の為に社会福祉法人等による利用者負担の軽減をします。	福祉介護課 介護保険係 (軽減実施主体は各事業所)

注意:40歳以上の障がい者で、介護保険の特定疾病に該当する方など、介護保険と障がい福祉サービスの両方に該当する方は、原則的に介護保険でのサービス適用が優先になります。

7. その他

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢 身体 知的 精神	健康増進施設送迎バス運行(福祉バス)	・町内に住所を有する65歳以上の自力で乗降できる高齢者及び身体・知的・精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進施設から遠距離の地区に無料送迎バスを運行し、入浴や休養でリフレッシュしてもらいます。 ・毎週火曜日 三国方面 ・毎週木曜日 土樽、旭原方面 	福祉介護課 福祉係

8. 温水プール・温泉浴室について

<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用に関しては、有料です。ただし、65歳以上の高齢者・障がい者・小学生は、町共同浴場入浴会員証を提示すると割引になります。 <p>詳しくは、健康増進係までお問い合わせください</p>	健康増進課 健康増進係
--	----------------

9. 補助(助成)金や祝い金に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
高齢	高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護、要支援の判定を受けている方(基準額上限30万円) ・身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けている方(基準額上限50万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、住宅の改造費の一部を補助します。 ・対象となる工事は、居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の改造、ホームエレベータや階段昇降機の設置など。 	
身体			<ul style="list-style-type: none"> ・補助額 ・所得税非課税世帯 基準額 × 3/4 ・その他世帯 基準額 × 1/2 	
知的			<p>【注】対象者の世帯員の前年の収入が600万以上の場合は対象外となります。</p> <p>【注】重度身体障がい者の日常生活用具の住宅改修給付に該当する場合は、基準額30万円となります。</p>	
身体	身体障がい者用自動車購入等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本人運転の場合 身体障害者手帳1・2級所持者又は運転免許証に改造の要件の記載の方(上限10万円) ・介護者運転の場合 自ら自動車を運転できない車いす利用者で購入等により社会参加が見込まれる身体障害者手帳1、2級所持者がいる世帯(上限60万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の社会参加と福祉の増進を目的とし、身体障がい者用に改造された自動車の購入や所有する自動車の移乗装置の改造に要する経費の一部を補助します。 ・本人運転の場合は、改造に要する経費、介護者運転の場合は、自動車の移乗装置の改造又は移乗装置付きの自動車購入の経費(同種の標準型車両購入費との差額分)が基準額となり、世帯区分に応じた割合(非課税世帯2/3、課税世帯1/2)を乗じた額を助成します。 <p>【注】所得が一定額以上の場合には補助が受けられません。</p>	福祉介護課 福祉係
身体	身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる、身体障害者手帳1級から4級所持者。 	自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2。ただし、限度額10万円	
高齢	敬老会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。 ・75歳以上・・・式典出席、祝品 ・88歳(米寿)・・・3千円 ・90歳・・・1万円 ・100歳・・・2万円 ・101歳以上・・・毎年1万5千円 	福祉介護課 福祉係 社会福祉協議会
その他	母子父子等福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子または祖父母と18歳未満の子供で構成されている世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学及び中学校卒業時に、祝金として1人当り5,000円をお贈りします。 	社会福祉協議会

10. 公共料金等に関するもの

区分	事業名	利用できる方	内 容	窓口
身体 知的 精神	心身障がい者タクシー利用料金助成	・身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方 ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	・経済的負担を軽減し、社会参加の意欲の向上と福祉の増進を図ります。 ・500円分を助成するタクシー利用券を年間 24枚交付します。1回に6枚まで使用できます。 ※ さらに身体障害者手帳1～6級、療育手帳の所持者は、乗車時に手帳の提示で10%割引されます。 ・ご利用いただけるタクシー会社等につきましては、福祉係へお問合せください。	
身体	人工透析等通院交通費助成	・人工透析を受けている自立支援医療(更生医療)受給者	・交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。 ・通院治療のために支払った鉄道普通運賃とバス料金の2分の1を助成します。	福祉介護課 福祉係
知的 精神	障がい者施設通所交通費助成	・精神障がい又は知的障がいのある方が、就労支援施設等に通った場合	・施設の通所に要する交通費の一部を助成することにより、生活訓練、職業訓練を受けやすくし、自立を助けます。 ・通所のために支払った交通費の2分の1を助成します。	
精神	精神障がい者通院交通費助成	・自立支援医療(精神通院)受給者	・通院治療のために実際に支払った鉄道普通運賃とバス料金の1/2を助成します。(自家用車は対象外) ・月々の助成額の上限は10,000円です。	
身体 知的	旅客鉄道運賃の割引	・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方	・乗車券など50%割引(単独利用の場合は100km以上に限るなどの制限あり。) ・割引される乗車券の種類や利用形態、介護人も含まれるかなどは、手帳の障がい等級により異なります。 ・各駅の乗車券発売窓口到手帳を提示して購入します。	各駅
身体 知的 精神	バス運賃の割引	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・運賃精算時に運転士に手帳を提示することにより普通運賃50%、定期券30%が割引されます。(精神障害者保健福祉手帳については、写真付きの手帳でないと割引となりません。)	各バス会社の 営業所及び運 転士
身体 知的	有料道路の通行料金の割引	・身体障がい者が自ら自動車を運転する場合 ・1種の身体障がい者若しくは重度(療育手帳A)の知的障がい者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合	・健康福祉部で手続きを行うことにより有料道路を通行する場合に50%の割引を受けられます。 ・ETCノンストップ走行での割引も受けられます。 【注】ETC時間帯割引等とは重複して受けられません。どちらか安いほうが適用となります。	福祉介護課 福祉係

区分	事業名	利用できる方	内容	窓口
身体 知的	航空旅客運賃の割引	・身体障害者手帳および療育手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳等の障がい等級や利用形態により異なります。 ・航空券販売窓口到手帳を掲示して購入します。	各航空会社営業所や旅行代理店など
身体 知的 精神	NHK放送受信料の免除	・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	・全額免除 手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税の場合 ・半額免除 視覚聴覚障がい者又は、1級及び2級の方が世帯主の場合	福祉介護課 福祉係
身体 知的 精神	携帯電話の割引	・身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方	基本料金の割引を受けることができます。	各携帯電話会社